

駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律
案 新旧対照条文 目次

一 駐留軍関係離職者等臨時措置法（昭和三十三年法律第百五十八号）（抄）（第一条関係）	1
二 國際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法（昭和五十二年法律第九十四号）（抄）（第二条関係）	2
三 防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）（抄）（附則第二項関係）	3
四 厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）（抄）（附則第二項関係）	5
五 自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（抄）（附則第三項関係）	6

○ 駐留軍関係離職者等臨時措置法（昭和三十三年法律第百五十八号）（抄）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
附 則	附 則
1・2 (略) (この法律の失効)	3 この法律は、平成三十五年五月十六日限り、その効力を失う。ただし、この法律の失効前に第十条の二第一項又は第二項の規定による認定を受けた駐留軍関係離職者に係る当該認定の効力及び取消し並びに就職指導及び給付金に関しては、なおその効力を有するものとする。
4・5 (略)	3 この法律は、平成三十年五月十六日限り、その効力を失う。ただし、この法律の失効前に第十条の二第一項又は第二項の規定による認定を受けた駐留軍関係離職者に係る当該認定の効力及び取消し並びに就職指導及び給付金に関しては、なおその効力を有するものとする。

○ 國際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法（昭和五十二年法律第九十四号）（抄）（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>1 附 則 (略) (この法律の失効)</p> <p>2 この法律は、平成三十五年六月三十日限り、その効力を失う。ただし、この法律の失効の際現に手帳所持者である者に関しては、なおその効力を有する。</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>1 附 則 (略) (この法律の失効)</p> <p>2 この法律は、平成三十年六月三十日限り、その効力を失う。ただし、この法律の失効の際現に手帳所持者である者に関しては、なおその効力を有する。</p> <p>3・4 (略)</p>

○ 防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）（抄）（附則第二項関係）

（傍線部分は改正部分）

			改 正 案	
1 (略) (所掌事務の特例)	附 則	2 防衛省は、第四条第一項各号に掲げる事務及び同条第二項に規定する事務のほか、次の表の上欄に掲げる期間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。		
2 防衛省は、第四条第一項各号に掲げる事務及び同条第二項に規定する事務のほか、次の表の上欄に掲げる期間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。	附 則	1 (略) (所掌事務の特例)	現 行	
3 (略) (職員の身分取扱いの特例)	期間 平成三十五年五月十六日までの間 (略)	事務	3 (略) (職員の身分取扱いの特例)	期間 平成三十年五月十六日までの間 (略)
4 第四十一条の規定の適用については、平成三十五年五月十六日までの間	駐留軍関係離職者等臨時措置法（昭和三十三年法律第百五十八号）の規定による特別給付金に関すること。	事務	4 第四十一条の規定の適用については、平成三十年五月十六日までの間	駐留軍関係離職者等臨時措置法（昭和三十三年法律第百五十八号）の規定による特別給付金に関すること。

問、同条中「第四条第一項第二十四号又は第二十五号に掲げる事務」とあるのは、「第四条第一項第二十四号に掲げる事務又は同項第二十五号に掲げる事務若しくは駐留軍関係離職者等臨時措置法（昭和三十三年法律第百五十八号）の規定による特別給付金に関する事務」とする。

5・6 (略)

、同条中「第四条第一項第二十四号又は第二十五号に掲げる事務」とあるのは、「第四条第一項第二十四号に掲げる事務又は同項第二十五号に掲げる事務若しくは駐留軍関係離職者等臨時措置法（昭和三十三年法律第百五十八号）の規定による特別給付金に関する事務」とする。

5・6 (略)

○ 厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）（抄）（附則第二項関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

現 行

附 則

1 ～ 3 (略)

4 平成三十五年五月十六日までの間、駐留軍関係離職者等臨時措置法（昭和三十三年法律第百五十八号）の定めるところにより厚生労働省に特別別の機関として置かれる中央駐留軍関係離職者等対策協議会は、本省に置く。

附 則

1 ～ 3 (略)

4 平成三十年五月十六日までの間、駐留軍関係離職者等臨時措置法（昭和三十三年法律第百五十八号）の定めるところにより厚生労働省に特別別の機関として置かれる中央駐留軍関係離職者等対策協議会は、本省に置く。

（傍線部分は改正部分）

	改 正 案	現 行
1 ～ 5	附 則 (略)	附 則 (略)
6 7 ～ 14	<p>6 第二条の規定の適用については、平成三十五年五月十六日までの間、同条第一項中「第四条第一項第二十四号又は第二十五号に掲げる事務」とあるのは、「第四条第一項第二十四号に掲げる事務又は同項第二十五号に掲げる事務若しくは駐留軍関係離職者等臨時措置法（昭和三十三年法律第百五十八号）の規定による特別給付金に関する事務」とする。</p> <p>7 ～ 14 (略)</p>	<p>6 第二条の規定の適用については、平成三十年五月十六日までの間、同条第一項中「第四条第二十四号又は第二十五号に掲げる事務」とあるのは、「第四条第二十四号に掲げる事務又は同条第二十五号に掲げる事務若しくは駐留軍関係離職者等臨時措置法（昭和三十三年法律第百五十八号）の規定による特別給付金に関する事務」とする。</p> <p>7 ～ 14 (略)</p>